

国勢調査の実施に関する法令面からの検討について

－ 国勢調査法令検討会の検討状況 －

1 検討会の開催状況

平成 20 年 5 月～22 年 3 月（9 回開催）

2 構成員

座長：堀部 政男	一橋大学名誉教授
委員：磯部 哲	獨協大学法学部准教授
鈴木 庸夫	千葉大学法科大学院教授（平成 21 年 9 月～）
野田 哲也	日本中央競馬会公正審査委員（～平成 21 年 2 月）
藤谷 護人	弁護士

3 検討状況

(1) 検討事項

- ア 住民基本台帳の利用について
- イ 封入提出方式の全面導入について
- ウ 郵送提出及びオンライン回答について
- エ 立入検査等について
- オ かたり調査について
- カ 報告妨害について

(2) 検討概要

別添のとおり

4 その他

- (1) 検討会の議論を踏まえて法令整備を進め、3 月 26 日（金）に国勢調査令の一部を改正する政令が閣議決定。また、関連省令も整備され、政令・省令とも 4 月 1 日の公布・施行を予定。
- (2) 検討会の議論を事務要領に反映。

国勢調査法令検討会における検討概要

○第1回……平成20年5月14日（総務省統計局6F特別会議室）

<検討事項の設定について>

- ・ 調査方法に関連する行政情報の使用に関し、主なものとして住民基本台帳、外国人登録原票について検討することとされた。
なお、外国人登録原票については、住民基本台帳制度への移行の法改正の検討が行われているので、その検討状況を見据える必要があるとされた。
- ・ 調査方法の見直しと報告義務、国勢調査における立入検査、かたり調査などについても検討することとされた。

○第2回……平成20年9月17日（総務省統計局6F特別会議室）

<住民基本台帳の使用について>

- ・ 市町村の調査票審査事務において住民基本台帳を使用することについては、法令所管部局の見解も踏まえ、「住民に関する事務の処理の基礎」（住民基本台帳法第1条）が根拠であることが確認された。
- ・ 市町村の審査事務における住民基本台帳の使用に関しては、国勢調査は居住の実態主義で行うものであり、住民基本台帳に依拠しすぎることのないよう、一定の条件での限定的な措置にする必要がある。

<封入提出に係る法令規定について>

- ・ 調査票の封入提出を全面的に導入することに伴い、従来は調査員が行っていた調査票の確認作業がなくなるため、現行の国勢調査令の「取集」等の用語の意義を改めて整理することが適当とされた。

<その他>

- ・ 郵送提出を導入することに伴い、報告義務の履行時点に関する検討を行うのがよいとの意見があった。

○第3回……平成20年12月19日（総務省統計局3F第1会議室）

<住民基本台帳の使用に係る法令規定について>

- ・ 国勢調査における住民基本台帳の使用は、市町村の事務を定める地方自治法に基づく処理基準に記載する。
- ・ 住民基本台帳を使用することについては、国勢調査実施上の必須の事務ではなく、あくまで補完的なものであり、また、他の行政情報の利用もありうることから、国勢調査令に規定する必要があるかどうかは慎重に検討する必要があるとされた。

<立入検査について>

- ・ 国勢調査においては、立入検査を行う場合には、あらかじめ日時・場所・理由等を相手方に開示することが適当である。また、立入検査の実施日時については、生活形態が多様化している都市部などでは、夜間や土日の実施も許容されうるとされた。
- ・ 立入検査を調査員が行うこととする場合、日本国籍を持たない者を調査員にできるかどうかの論点があるとされた。

<その他>

- ・ 報告義務に関し、インターネット回答における履行時期、及び郵送提出において世帯に過失がない不達の場合の対応を検討することとの意見があった。

○第4回……平成21年2月17日（総務省統計局6F特別会議室）

<立入検査の導入に係る検討事項について>

- ・ 国勢調査における法第15条に基づく行為は、立入検査と考えるよりも、関係者への質問行為とする方がより適切であるとされた。
- ・ 立入検査を行うに当たっては、事前に関係法規定の通知(説明)を行う必要がある。

<郵送提出等における報告義務について>

- ・ 郵送提出方式で調査票が提出された場合の報告義務の履行時点は、調査票が市町村に提出されたときとすることが適当であるとされた。
- ・ インターネット報告の場合の履行は、国の電子計算機に備えられたファイルへ記録された時点とするのが適当であるとされた。

○第5回……平成21年3月23日（総務省統計局6F特別会議室）

<立入検査の導入に係る検討事項について>

- ・ 立入検査で質問する調査事項については、聞き取り調査における調査事項との関連で検討する必要があるとされた。
- ・ 立入検査の実施日時・場所・理由等を相手方に事前開示することについて、国勢調査令に規定するかどうかは、他の法令における規定状況を確認した上で検討することとなった。

<報告妨害について>

- ・ 調査票の配布を妨げる行為が報告義務者の報告を妨害することに該当するかどうかについては、引き続き検討することとなった。

○第6回……平成21年9月17日（総務省統計局6F特別会議室）

<報告妨害について>

- ・ 調査票の配布を妨げる行為が調査期日以降も継続し、それによって調査票の配布が実現されない場合には、報告妨害に該当する可能性が高いと整理された。
- ・ 報告妨害に該当するか否かの判断に当たっては、厳格な解釈が求められるので、調査期日以降に、相手方の意思を確認する方法を講じることが適当とされた。また、経緯を記録する必要があるので、報告用書式の作成や、報告が提出された場合の受理の仕組みを整理しておく必要があるとされた。

<かたり調査について>

- ・ かたり調査が発生した場合には、適切な事実確認を要する必要があるとされた。

<その他>

- ・ 調査票の配布を拒まれた場合に、相手方と調査員との間でトラブルが生じないようにするための調査員指導も重要であるとの提起があった。

○第7回……平成21年12月7日（総務省統計局6F特別会議室）

<国勢調査令の一部を改正する政令案について>

- ・ 封入提出方式の全面導入、郵送提出・オンライン回答方式の導入など、これまでの同検討会の検討経緯を踏まえた国勢調査令の改正案について、事務局から説明があつ

た。また、規定ぶりに関する質疑が行われた。

<かたり調査について>

- ・ 国勢調査のインターネット偽サイトを表示し、データを詐取するフィッシング対策の検討に当たっては、過去の事例を踏まえた検討が必要であるとされた。

<その他>

- ・ 法規定に基づく事務要領の作成においては、用語を正確にするとともに、適用上の留意点も掲げておくようにするのがよいとの提起があった。

○第8回……平成22年2月15日（総務省統計局6F特別会議室）

<かたり調査について>

- ・ かたり調査の対策については、国勢調査で措置を講じるものだけではなく、既に構築されている地域に根ざしたネットワークを活用することも重要であるとされた。また、各府省との連携も必要であるとされた。

<報告妨害について>

- ・ 調査票の配布が妨害された場合には、できるだけ早い段階で統計法の説明等を丁寧に行う必要がある。
- ・ 報告妨害の可能性のある状況が生じた際には、相手方の氏名を確認することにより報告妨害の抑制効果があり、また、経緯を記録することが適当であるとされた。

○第9回……平成22年3月26日（総務省統計局6F特別会議室）

<かたり調査について>

- ・ インターネット回答に関連して、委員からかたり調査(フィッシング詐欺)に係る関係法令や防止対策についての説明が行われた。

<報告妨害について>

- ・ 報告妨害を行う者の故意性の確認については、厳格な対応を行う観点から、明確な対処方針が必要であるとされた。

<その他>

- ・ 国勢調査への誤解を招く記事等があった場合には、例えば訂正記事を求めるなど、実際に起きた場合にどのようにするか、あらかじめその対処方針を整理することとの指摘があった。

(了)